

## FTCによる競合避止条項の禁止についてテキサス州北部地区連邦地裁で判決

2024年8月27日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、田畑

テキサス州北部地区連邦地裁は、8月20日、Ryan, LLC (Ryan社) 対 FTC 事件において、FTCが定めた競業避止義務条項 (noncompete clauses) の禁止に関する規則の発効を止める旨の判決を下した<sup>1</sup>。同規則が発効した場合、雇用主が労働者に対して米国内で競合する事業体と新たな労働契約を結ぶことなどを禁止できなくなる。FTCが同年5月に公表した規則を巡っては、本事件を含み、複数の訴訟が提起されていた<sup>2</sup>。

この事件は、税務関連のサービスなどを提供しているRyan社が訴えたものであり、①FTCが同規則を規定する権限を有しているか否か、②同規則が恣意的で十分な根拠のない「Arbitrary and Capricious」なものであるかが主な争点であった。

同事件を担当したBrown判事は、FTC法の条文などからみて、FTCは競業避止義務条項の禁止を定める権限を有しておらず、同規則がFTCの権限を越えて定められたものであると判示した。また、FTCによる主張・立証は、同規則が「Arbitrary and Capricious」でないことを裏付けるために十分ではないと判断された。

競業避止義務条項を巡っては、雇用主のビジネスを守る観点から必要であるとする意見と、労働者の転職などを制限して競争を妨げ得るので不要であるとする意見とが対立している。そして、州法により競業避止義務条項の禁止が既に定めている州もあるものの、全米に効力が及ぶFTC規則は、その影響が大きいことから注目されている。

上述の事件では、原告から規則の発効の仮差止めが請求され、7月に仮差止め命令が出されていたため、知的財産関係者からは予想どおりの判決であったとの声が多い。他方、同規則についてペンシルバニア州東部地区連邦地裁で争われている事件 (Ats Tree Services LLC 対 FTC) においては、同様に原告から仮差止めの請求があったものの請求が認められなかった。ここでは、FTC法によりFTCに不正競争を防止するための規則を定める権限が与えられている旨が判示されており、連邦地裁間で異なる判断がなされている。

報道によれば、FTCは上訴を検討しているとされており、さらなる議論が展開される蓋然性が高い。

(以上)

<sup>1</sup> <https://www.uschamber.com/assets/documents/Order-Granting-SJ-Setting-Aside-Rule-Ryan-v.-FTC-N.D.-Tex.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_lpnews/us/2024/20240528.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2024/20240528.pdf)